

議第 28 号

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成 26 年呉市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> 第 26 条 <u>特定教育・保育施設（幼保連携</u> <u>型認定こども園及び保育所に限る。以下</u> <u>この条において同じ。）の長たる特定教</u> <u>育・保育施設の管理者は、教育・保育給</u> <u>付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条</u> <u>第 3 項の規定により懲戒に関しその教</u> <u>育・保育給付認定子どもの福祉のために</u> <u>必要な措置を採るときは、身体的苦痛を</u> <u>与え、人格を辱める等その権限を濫用し</u> <u>てはならない。</u></p>	<p>第 26 条 <u>削除</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設
等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例
案を提出する。